根室市教育委員会訓令第６号

根室市学校における給食に関する検討委員会設置要綱をここに公布する。

令和４年１１月１４日

根室市教育委員会
教育長　波　岸　克　泰

令和４年１１月１４日
根室市教育委員会訓令第６号

根室市学校における給食に関する検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　本市の学校における給食の一層の充実を図るとともに、安全性の確保及び食育の充実等について検討するため、根室市学校における給食に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（検討事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に意見を述べるものとする。
（１） 学校における給食の一層の充実に関すること。
（２） 学校における給食に関する施設等に関すること。
（３） 学校における給食の安全性に関すること。
（４） 食育の充実に関すること。
（５） その他学校における給食に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員 10 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
（１） 根室市立学校に就学する児童の保護者の代表者
（２） 根室市立学校に就学する生徒の保護者の代表者
（３） 根室市立学校校長会の代表者
（４） 根室市立学校教頭会の代表者
（５） 根室市学校給食協会の代表者
（６） 学校における給食に関する識見を有する者
（７） その他教育委員会が適当と認める者
（報酬等）
第４条　委員会委員は無報酬とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。
２　委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員長は、委員会の会議の議長となる。
３　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
（関係者の出席）
第７条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、学校における給食に関する検討委員会報告書の提出をもって、その効力を失う。